

平成27年2月12日

千葉明德短期大学

学長 籾 光夫

## 千葉明德短期大学における公的研究費の不正防止計画

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「千葉明德短期大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第6条による「不正防止計画」を以下の通り定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

学内の責任者を下記の通り定め、関連諸規程とともに、ホームページ等により適宜公表していく。（「千葉明德短期大学 公的研究費の取扱いに関する規程」（以下「公的研究費管理規程」という。）第4条）

#### (1) 最高管理責任者（＝学長）

大学全体を総括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

#### (2) 統括管理責任者（＝法人事務局長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### (3) コンプライアンス推進責任者（＝本学事務長）及び副責任者（＝法人事務局経理課長、内部監査室長）

本学における公的研究費の運営・管理業務、研究活動支援業務、コンプライアンス教育、及びその実施体制のモニタリング並びに監査について統括する実質的な責任と権限を持つ。

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

#### (1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運営・管理に必要なルールとして平成21年11月6日付けで、公的研究費管理規程を制定し、それに合わせ、公的研究費のうち科学研究費補助金の取扱いについては「千葉明德短期大学 科学研究費補助金事務取扱規程」（以下「科研費事務取扱規程」という。）を制定しているが、ルールは定期的に運用と実態の乖離が無いかチェックし、見直しを行うこととする。

また、公的研究費管理規程に定める通り、それらの内容を全ての教職員に周知するとともに、事務処理手続き等に関する学内外からの相談窓口を本学事務室および法人事務局経理課に設置している。

#### (2) 職務権限の明確化

職務権限および決裁手続きについては、科研費事務取扱規程において、明確に規定さ

れている。

### (3) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わるすべての者が遵守すべき事項として、平成21年1月6日、「千葉明德短期大学における公的研究費の適正な使用のための行動規範」を教授会により定めており、行動規範の不正対策に関する方針及びルールについてコンプライアンス教育を実施するとともに、受講者にこれらの内容を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

### (4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

内部監査室のコンプライアンス窓口を通報窓口とする「学校法人千葉明德学園公益通報等に関する規則」（以下「公益通報規則」という。）を制定し、不正使用が発生した場合の調査手順等を明確に定めた。

通報、調査、懲戒までの流れや各組織の関連を俯瞰できる「通報体制フロー」をもとに、関係各部署は的確な運用に努める。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

### (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

最高管理責任者は本学における公的研究費の不正使用を誘発する要因の把握に努めるとともに、不正防止機能を備えた体制の確立、不正使用を抑圧する環境の整備を図る。  
(公的研究費管理規程 第5条)

### (2) 不正防止計画の実施

最高管理責任者である学長の下に、不正使用を発生させる具体的な要因を把握し、公的研究費に関わる不正防止を推進する組織として公的研究費不正防止委員会を置く。(公的研究費管理規程 第6条)

## 4. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の適正化を図るために、下記の項目について公的研究費管理規程、科研費事務取扱規程に定めるルールを徹底するほか、「公的研究費における納品検収体制」を整備していく。

### (1) 予算執行状況の検証

予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているかを確認する。予算執行が当初計画に比べて著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

### (2) 発注段階での支出財源の特定

発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。

### (3) 発注・検収でのチェック機能

発注・検収 発注・検収業務については当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを定めている。(科研費事務取扱規程第14条)

(4) 非常勤雇用者の勤務状況確認

研究当事者がアルバイトを雇用し、一定期間業務を行わせる場合の承諾、出勤状況の管理方法を定めている。(科研費事務取扱規程第14条)

(5) 研究当事者の出張計画管理

研究当事者の出張計画については、部局等の事務で実行状況等を把握する。(科研費事務取扱規程第14条)

(6) 業者との癒着防止

不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口の設置

相談窓口は本学事務室とする。ただし、会計に関する事務処理手続き及び使用ルール等については、法人事務局経理課を相談窓口とする。

(2) 通報の受付窓口の設置

通報窓口を公益通報規則第3条に定める内部監査室内のコンプライアンス窓口に置く。

(3) 通報体制フロー

①内部監査室の長は、通報を受けた場合には、速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。通報の取扱いについては、公的研究費管理規程に定めるもののほか、公益通報規則に定めるところによる。

②最高管理責任者はその報告を受けて、不正調査委員会を設置し、事実関係を調査する。調査対象者の公的研究費の不正使用が確認された場合は、直ちに当該公的研究費の執行の停止を命じ、学校法人千葉明德学園就業規則に基づく本学関係者の処分等の必要な措置を講ずる。

③不正な取引に関与した業者に対しては、公的研究費管理規程に定めるところにより、研究費の返還、取引停止、その他の必要な措置を講ずるものとする。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な執行と管理体制に対するモニタリング並びに内部監査は、内部監査室が実施し、必要に応じて改善を指導する。内部監査室は監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用し、監査の質を一定に保つ。

以上